

議案第 10 号

木古内町介護保険条例の一部を改正する条例制定について

木古内町介護保険条例（平成 12 年条例第 20 号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 4 年 5 月 17 日 提出  
木古内町長 鈴木 慎也

木古内町介護保険条例の一部を改正する条例

木古内町介護保険条例（平成12年条例第20号）の一部を次のように改正する。  
附則第7条第1項中「令和4年3月31日」を「令和5年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和4年4月1日から適用する。